

②研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設

| 施設名 | | 放射性気体廃棄物 | | |
|---|---------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | | 希ガス (Bq) | ヨウ素 [¹³¹ I] (Bq) | トリチウム [³ H] (Bq) |
| (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター *6 | 原子炉施設合計 | N.D. | N.D. | 5.4E+10 |
| | 年間放出 管理目標値 | *7 — | *7 — | *8 1.4E+13 |
| (独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ | 原子炉施設合計 | N.D. | N.D. | 5.5E+08 |
| | 年間放出 管理目標値 | 8.2E+13 | 1.5E+08 | — |

| 施設名 | | 放射性液体廃棄物 | |
|-----------------------------------|---------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| | | 全核種 (³ Hを除く) (Bq) | トリチウム [³ H] (Bq) |
| (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター | 原子炉施設合計 | N.D. | 3.1E+11 |
| | 年間放出 管理目標値 | *9 2.8E+08 | *10 8.5E+12 |
| (独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ | 原子炉施設合計 | N.D. | *11 1.5E+08 |
| | 年間放出 管理目標値 | 5.5E+09 | 9.2E+12 |

注：気体（液体）廃棄物の放出放射能（Bq）は、排気（排水）中の放射性物質の濃度（Bq/cm³）に排気（排水）量を乗じて求めている。
 なお、放出放射能濃度が検出限界濃度未満の場合は N.D. と表示した。
 検出限界濃度は次のとおり。（Bq/cm³）
 放射性希ガス：2E-02 以下
 放射性ヨウ素：7E-09 以下
 放射性液体廃棄物：2E-02 以下（⁶⁰Co で代表した。）

*6：2008年2月12日廃止措置計画認可に伴い、施設名称を「(独)日本原子力研究開発機構新型転換炉ふげん発電所」から「(独)日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター 新型転換炉原型炉施設」に変更した。（以下、「(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター」という。）

*7：原子炉施設保安規定の改正に伴い、2003年10月1日以降、放射性気体廃棄物 年間放出管理目標値の希ガス及びヨウ素については削除している。

*8：廃止措置計画認可に基づく保安規定改訂に伴い、2008年2月12日以降、トリチウムの放出管理目標値は「年間1.4E+13 (Bq)」に変更している。

*9：原子炉施設保安規定の改正に伴い、2003年10月1日以降、放射性液体廃棄物（³Hを除く）放出管理目標値は「年間2.8E+08 (Bq)」に変更している。

*10：廃止措置計画認可に基づく保安規定改訂に伴い、2008年2月12日以降、トリチウムの放出管理目標値は「年間8.5E+12 (Bq)」に変更している。

*11：水・蒸気系のトリチウム（N.D.）を含む。